

監理措置に関する意見聴取(2023年版)概要

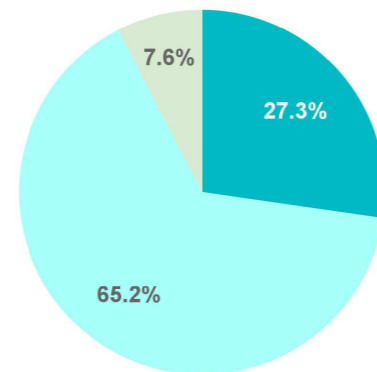
【実施】特定非営利活動法人なんみんフォーラム
【期間】2023年4月3日～2023年4月10日
【方法】なんみんフォーラムおよび加盟団体を通じて、意見聴取フォームを弁護士、外国人を支援する個人・団体へメールで送付
合計132件の意見を回収し、なんみんフォーラムにて集約

回答者の属性

132件 入管庁が新設を提案する「監理措置」の担い手である、「監理人」として想定されている弁護士、外国人支援者・団体から合計132件の意見を聴取しました。
回答者の91%が外国人の収容問題について「非常に関心がある」と回答しています。

回答者の内訳

■ 弁護士/行政書士 36件
■ 外国人支援者 86件
■ 外国人支援団体 10件



回答者の58%が被収容者や仮放免者を支援しており、39%が支援に携わったことがあります。回答者の12%が現に仮放免の保証人をしています。

入管収容に関する取り組み(複数選択可)	回答数	割合
被収容者/仮放免者を支援している	76	58%
被収容者/仮放免者を支援したことがある	51	39%
仮放免の保証人をしている	16	12%
仮放免の保証人をしたことがある	17	13%
特になし	14	11%
その他	11	8%

92% 監理措置を「評価できない」

【主な理由】

「監視の役割を政府が市民に押し付けている」「支援している外国人との信頼関係がなくなる」「外国人の基本的な人権が保障されていない」「長期収容問題の根本的解決になっていない」「報告義務等、監理人に課される義務には問題がある」など

90% 監理人になれない・なりたくない

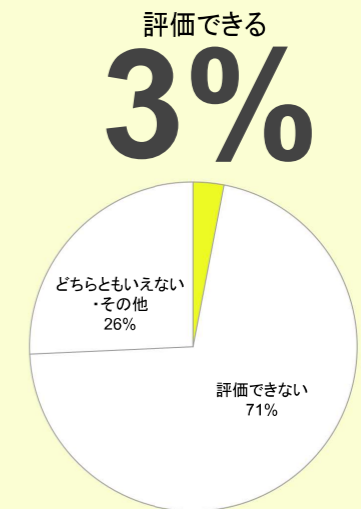
【主な理由】

「監理人の義務は弁護士の職務と相反する」「支援者という立場で監視することは矛盾する」「入管庁の監視の役割を肩代わりしたくない」「重たい義務が課されている上に罰則規定がある」「そもそも制度自体に反対している」「入管による人権侵害に加担したくない」など

2021年廃案からの変更点、監理人の担い手からは評価されず

監理措置に関して、廃案となった2021年の法案からいくつかの変更が加えられました。そこで、質問票にて主な4つの変更点¹を提示し、その評価を聞いたところ、「評価できる」としたのは3パーセント(4件)でした。

評価できない(94件)、どちらともいえない・その他(34件)の理由として多く挙げられたのは、「いずれも基準があいまいなままで、入管庁に恣意的判断の余地が残っており、法案に関する根本的な問題は解消されていない」という趣旨でした。



¹ 退去強制令書発付者への監理措置決定時の考慮要素として、「収容により受ける不利益の程度」を追加。監理人からの相談に応じて、入管庁長官が「必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする」との規定を追加。
監理人による入管庁・主任審査官への生活状況等の届出義務について、その場面を「被監理者による出頭の確保その他監理措置条件等の遵守の確保のために必要があるとき」に変更。
保証金の納付を必須とせず、「監理措置に付される者による逃亡又は不法就労活動を防止するために必要と認めるとき」に条件とすることができるとした。